

ナリトシ其後密々協議中ナリレカ大政實ニ勞
働組合 松田宗次郎 (労働) ハ元今ハ職ヲシ
リシ関係ヨリ今人ニ諮リタル上 區長 (後行職ニシテ
藤田捨吉ヲ代表トシ一昨廿四日會社ニ對シテ
嘆願書ヲ提出シタルニ會社側ハ直ニ對應策ヲ
協議ノ結果之カ為メ餘糧ヲ讓ス等ノコト
アリテハト憂慮シ右解雇申渡ヲ取消シ自
然淘汰ノ方法ニ依リ職ヲ減員スルコトニ決
定シ即日此旨職又ニ通知シタルニ職又側モ
之ヲ諒トシ今時ニ嘆願書ヲ撤回シ本件ハ茲ニ
円満ナル解決ヲ告ケタルカ尚區長ハ三名ハ
今回撥械吹トナリテ作業方法一変シタル
コトヲ内々欣ハサルノ風アリ此實ニ付今ノ故モ
多少苦慮ヲ申出ツルヤモ難計引継注意中
ナリ

左
嘆願書

(希文ノマ)

- 一、退職手当
職ニハ一ヶ年以内五十日分以上、一ヶ年ヲ
増毎ニ二十日分
區長ハ一ヶ年以内一ヶ三百円以上、一ヶ年ヲ
増毎ニ二百円ノ割ニテ支給スルコト
- 一、歸國旅費
- 一、本嘆願ニ對シテハ二十六月午後四時迄ニ
回答セラレタキコト

以上

右及申(通)報候也